

小値賀町議会第四回定例会
(第二日目)

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 藏 之 光 治 朗 明 郎 佳 德

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	財 政 課 長	住 民 課 長	産 業 振 興 課 長	産 業 振 興 課 専 門 幹 事 長	建 設 課 長	診 療 所 事 務 長	教 育 次 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	保 育 所 長
山 田	三 浦	神 川	巖 充	谷 良 一	西 村 久	中 川 一	松 本 充	吉 元 勝 信	中 村 敏 章	升 水 裕 司	大 黒 泰 三	熊 脇 一	中 谷 功

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成十八年十二月二十日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（加山雅徳議員・土川重佳議員）
- 第二 議案第七三号 平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）
- 第三 議案第七四号 平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第四 議案第七五号 平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第五 議案第七六号 平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議案第七七号 平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第七 議案第七八号 平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）
- 第八 議案第七九号 平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）
- 第九 報告第九号 産業建設常任委員会の所管事務調査報告
- 第十 発議第一三号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書案
- 第十一 発議第一四号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十二 発議第一五号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十三 発議第一六号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十四 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

午前九時三十分開議

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、一番・加山雅徳議員、二番・土川重佳議員を指名します。

日程第二、議案第七三号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） おはようございます。

議案第七三号、小値賀町一般会計補正予算（第三号）について説明いたします。

今回の補正予算は、特別交付税の十二月交付額の確定による追加補正、農林水産施設及び流木漂着処理災害復旧費の補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ六百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億一千九百五十万円とするものでございます。

第二条、地方債の補正は、離島開発総合センターアスベスト撤去工事三百五十万円の追加、野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事、新小浜団地公営住宅建設工事、農地及び農業用施設災害復旧事業に係る地方債の限度額の変更でございす。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税二千九百五十九万四千円の増額は、十二月交付額の確定によるものでございまして、地方交付税の総額を十六億九千六百三十五万四千円としております。今回の特別交付税の

交付額は、前年度同時期の交付額より七百十五万八千円、一九・五%の減額でございます。

十一款・分担金及び負担金、一項・分担金、二目・災害復旧費分担金を三万円追加し、補正後の分担金の総額を六十万六千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・衛生費国庫負担金を三十二万三千円増額し、補正後の国庫負担金の総額を三十三万三千九百一十円としております。同じく二項・国庫補助金、四目・土木費国庫補助金五百十二万六千円の減額は、優良建築物等整備事業費補助金百三十五万円の追加及び公営住宅整備事業等補助金六百四十七万六千円の減額でございます。同じく八目・災害復旧費国庫補助金を七十七万四千円追加し、補正後の国庫補助金の総額を一億一千八十四万一千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、三目・衛生費県負担金を三十二万三千円追加し、補正後の県負担金の総額を五千四百八十七万二千円としております。同じく二項・県補助金、一目・総務費県補助金五十万九千円の増額、同じく三目・衛生費県補助金二百四十三万四千円の減額は、離島医師確保補助金百八十万円の減額及び漂流漂着流木処理事業補助金六十九万四千円の減額が主なものでございます。同じく四目・農林水産業費県補助金八十五万二千円の増額は、長崎県強い農業づくり交付金二百三十万円の減額及び野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備事業補助金二百七十万円の増額が主なものでございます。同じく九目・災害復旧費県補助金を二千六百四十万円増額し、補正後の県補助金の総額を二億五千七百五十七万四千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金一万七千円の増額、同じく四目・農林水産業費委託金二十六万八千円の増額、同じく六目・土木費委託金を二十九万一千円減額し、補正後の委託金の総額を一千五百八十七万二千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、八目・減債基金繰入金を二千四百七十七万七千円繰り戻し、補正後の基金繰入金の総額を一億九千三百七十八万九千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入百二十三万八千円の増額は、ひとと木ふれあい推進事業補助金二百万円の減額及びコミュニティ助成事業助成金二百五十万円の追加が主なものでございまして、補正後の雑入の総額を六千四百四十六千円としております。

二十款・町債、一項・町債、四目・農林水産業債百六十万円の増額、同じく六目・土木債七百七十万円の減額、同じく八

目・教育債三百五十万円の追加、同じく九目・災害復旧債一千九百七十万円を減額し、補正後の町債の総額を二億二千八百七十万円としております。

歳出では、二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費百十六万八千円の増額、同じく五目・財産管理費二百五十万円の増額、同じく六目・企画費三百三十万七千円の増額は、コミュニティ助成事業補助金二百五十万円が主なものでございまして、補正後の総務管理費の総額を三億二千六百六十五万六千円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費、一目・戸籍住民基本台帳費三万四千円増額し、補正後の戸籍住民基本台帳費の総額を八百三十六万一千円としております。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費一万七千円の増額、同じく二目・国土調査費は、財源調整及び予算調整でございまして、補正後の統計調査費の総額を五千五百三十四万四千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費二百八十七万四千円の減額は、介護保険特別会計繰出金三百一十七万七千円の減額が主なものでございます。同じく三目・老人福祉費一万一千円の増額、同じく四目・身体障害者福祉費二万三千円を増額し、補正後の社会福祉費の総額を二億九千五百五十六万三千円としております。同じく二項・児童福祉費、二目・母子福祉費一万円を増額し、補正後の児童福祉費の総額を六千七百六十二万二千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費三十三万五千円の増額、同じく三目・環境衛生費百十七万八千円の減額、同じく四目・健康増進費二百三十三万一千円を増額し、補正後の保健衛生費の総額を一億一千九百九十七万八千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費七十一万九千円の減額、同じく二目・し尿処理費を二百二十万八千円増額し、補正後の清掃費の総額を九千八百八十一万一千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、三目・農業振興費は、旅費を二万八千円減額、需用費を七千円減額、負担金補助及び交付金を三万五千円増額しております。同じく四目・畜産業費百六十万円の減額は、家畜導入事業資金供給事業基金積立金二百三十万円の減額が主なものでございます。同じく五目・農地費を二十六万八千円増額し、補正後の農業費の総額を一億八千八百七十四万四千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を八十二万五千円減額し、補正後の林業費の総額を二千三百四十一万四千円としております。同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費十六万二千円の増額、同じく四目・漁港管理費三百二十四万円の増額、同じく五目・漁港建設費四百九十五万二千円を増額し、補正後の水産業費の総額を二億二千百十三万五千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、三目・観光費四十三万八千円の増額、同じく四目・じげもん振興費を九十万円増額し、補正後の商工費の総額を四千七百六十六万円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を三百万円増額し、補正後の土木管理費の総額を一億二千四十二万一千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を三十六万五千円増額し、補正後の道路橋梁費の総額を一千四百八万四千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費四万八千円の増額、同じく二目・住宅建設費一千二百九十九万四千円の減額は、入札による減額が主なものでございまして、補正後の住宅費の総額を二億二百十万円としております。

八款・消防費、一項・消防費、二目・消防施設費を七十三万八千円増額し、補正後の消防費の総額を八千八百七万八千円としております。

九款・教育費、二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費九千円の増額、同じく三目・学校建設費三百一万六千円の減額は、校舎耐力度調査委託料の入札による減額でございまして、補正後の小値賀小学校費の総額を一千五百十八万四千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、二目・教育振興費十八万九千円の増額、同じく三目・学校建設費二百八十七万九千円の減額は、校舎耐力度調査委託料の入札による減額でございまして、補正後の小値賀中学校費の総額を一千八百七十一万二千元としております。同じく六項・幼稚園費、一目・幼稚園費を三万三千円増額し、補正後の幼稚園費の総額を二百四十三万七千七百七十円としております。同じく七項・社会教育費、三目・総合センター費百四十六万円の減額、同じく五目・文化財保護調査費二十万四千円増額し、補正後の社会教育費の総額を六千八百七十九千円としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費を十四万八千円増額し、補正後の保健体育費の総額を二千二百四十三万九千円としております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費、一目・農業用施設災害復旧費を七百六十万円増額し、補正後の農林水産施設災害復旧費の総額を九千五百六十万円としております。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金は、財源調整でございまして。

十三款・予備費、一項・予備費、一目・予備費を六十九万三千円減額し、補正後の予備費の総額を五百六十九万円としております。

以上、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算(第三号)の概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第九款・地方交付税

松永議員

六番(松永勇治) 特別交付税の十二月交付額は二千九百五十九万四千円で今回補正されておりますけれども、十七年度同期が三千六百七十五万二千円と比較いたしました。七百十五万八千円、一九・五%の減になっております。これは三月の交付がありますので、最終的には判りませんけれども、三月交付を合わせて今年特別交付税をどのくらい見込んでいるのか財政課長にお尋ねします。

議長(近藤一輝) 財政課長

財政課長(西村久之) お答えします。

三月交付時期、去年と同じような算定方法になるかと思えますけれども、従来でいけば十二月が三分の一交付ですので、三月はその残りの三分の二が交付されるようになりますと思えますけれども、その推計からいきますと約八千万近くになると思いますが、去年の例を見ますと、それよりも下がっておりますので、私個人としましては七千万ぐらいになるのでないかなというふうに計算をしております。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十一款・分担金及び負担金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十三款・国庫支出金

松永議員

六番(松永勇治) 国庫補助金の、四目・土木費国庫補助金、住宅費国庫補助金で、優良建築物等整備事業費補助金。これは総合センターのアスベスト撤去工事に関わるものと思えますが、これの補助率とですね、次の、八目の災害復旧費国庫補

助金、一節の災害復旧費補助金、流木漂着処理災害復旧費補助金七十七万四千円の内容と、その充当先が私がちよつとみつからなかつたもんですから、充当先も教えて下さい。

議長（近藤一輝） 教育次長

教育次長（大黒泰三） 優良建築物等の整備事業費の補助金でございますが、対象事業費の三分の一でございます。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

流木漂着処理災害復旧費補助金は、平成十八年七月十日、台風三号の暴風及び梅雨前線の停滞による強風・暴風のため、町内一円に漂着した流木災害にかかるもので、海岸保全区域や県及び町管理区域を除く、一般海岸に漂着した流木処理にのみ対象となるもので、かかった経費の二分の一が補助金額でございます。

実際に全体のうちの約三割がその対象になりましたので、その二分の一が災害復旧補助金ということで交付されるものでございます。

充当は、四款、環境衛生費に充当しております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 七十七万四千円に対して環境衛生費の中に八万円しか特定財源は入っておりませんが、どういふことですか？

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

十頁、十四款・県支出金の中の、二項、三目・衛生費県補助金、一節・保健衛生費補助金の中で、漂流・漂着流木処理事業補助金六十九万四千円の減額と相殺されております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十四款・県支出金

八番（伊藤忠之） 二項・県補助金の中の、四目・農林水産業費県補助金の中で、長崎県放牧定着化推進事業費補助金が載

伊藤議員

っています。金額的にはちよつと少ないんですけども、現在、小値賀町の畜産農家の六十歳以上が大体五〇パーセント以上超しております。大変高齢化が進んでおりますので、そのような中でこの放牧定着化事業を推進するに当たってどのようなメリットがあるのかお伺いをいたします。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

この長崎県放牧定着化推進事業費補助金二十八万につきましては、昨年実施いたしました木場地区の里山放牧場の整備に関係するものでありまして、一年目が牧柵を張りまして牛を入れて掃除狩りをし、二年目にきれいになった所に種蒔きや肥料をするというふうな事業でありまして、この分が全額、県の方から補助金としてくるというふうな事業でありますけれども、今、議員さんがおっしゃられました里山放牧の関係につきましては、昨日の、町長の一般質問の答弁でも申し上げましたけれども、放牧を核とした肉用牛の増頭を図っていくというふうなことで計画を立てておりまして、今、議員さんからお話がありましたように、小値賀町におきましては肉用牛の飼育農家が減っているということで、現在、七十一戸が牛を飼ってられます。

飼育農家の高齢化ということも進んでおりまして、そのうち、六十五歳以上の方が四四％も占めているというふうなことで、子牛の出荷頭数の関係で宇久との競場の統合についてもいろいろ問題にされておりますので、何とか増頭を図っていくということ、先ほど言いました放牧を核とした肉用牛の振興というふうなことを推進するようにしております。

放牧のメリットとしましては、一般的に労働時間が約四割短縮されると。それから餌ですね、餌が、しよつちゅう放牧に出しますので、二割ぐらいは飼料費が節減できるということで、周年放牧しますので規模拡大が可能になるというふうなメリットが考えられます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 県補助金の、一目・総務費県補助金の中で、一節・総務管理費補助金。ここに長崎県田舎暮らし促進補助金。これは今回新規に計上されていると思えますけれども、この内容と。

次に、三目・衛生費県補助金、一節・保健衛生費補助金の、離島医師確保補助金の全額減額の理由。

それと、四目・農林水産業費県補助金の、一節・農業費補助金の中の、長崎県強い農業づくり交付金（家畜導入事業）二

百三十万円、これも全額の減額。

それから、九目・災害復旧費県補助金、これの農林水産施設災害復旧費補助金ですね。これが今度二千六百四十万円補正されまして八千二百四十万円になって増えておりますけれども、これについての採択率ですね、この前聞きましたけど、「今のところ、結果的にはまだはつきりしないということで、低めに組んどうるんだ。」という話でしたので、これはもう決まっただんでしようから、この採択率を、この四点についてお伺いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 長崎県田舎暮らし促進補助金の内容についてご説明いたします。

これは、「新規」ということでございましたが、当初で十五万ほど予算を組んでおりまして、今回、県の補助金が付いたために増額をしております。

内容といたしましては、小値賀町に定住に結びつけるための実施する事業でございまして、十人ぐらいの募集をいたしましてですね、小値賀に来てもらって、いろんな漁業の体験とか農業の体験をして小値賀の良さを知ってもらうということで、旅費を本人が負担ということになっておりますので、本人たちに負担がかからないような、福岡県をターゲットとしてですね、これは委託料が歳出に出てきますが、委託料を六十七万五千円組んでいるわけですが、これは『アイランド・ツーリズム協会』へ委託して、JTBが募集するというふうな格好になるうかと思えます。

一応、この予算が通って来年から行おうというものでございます。
以上でございます。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

離島医師確保補助金が今回減額になった理由でございまして、十七年度の診療所会計の単年度収支が黒字であったために補助金が出ないということでございます。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

長崎県強い農業づくり交付金（家畜導入事業）の減額の理由ですけども、現行の家畜導入事業の補助金につきましては、

一頭当たり九万二千円を国と県が二分の二つずつ負担しております。

国の三位一体改革によりまして、平成十九年度から完全に国の補助金がなくなりまして県単独事業に移行するように変更されます。現在ある家畜導入事業資金供給事業の積立金は、平成十八年度で閉鎖されるようになります。

それで、現在の基金には国・県合わせまして二百三十一万五千円ほど基金に積み立てられておりますけれども、今年度分につきましては、現在基金にある積立金で賄えるということで、今回、県補助金を減額するものであります。

なお、今後につきましては、県単独事業で継続されるようになっておりますけれども、基金事業から単年度事業へ変更されるようですけれども、詳細につきましては今県が、県の財政当局と協議をしているということでもあります。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えします。

農林水産施設災害復旧費補助金の件でございますけど、今回の補正の補助率の計上はですね、まだ補正の積算段階で、まだ増高申請の書類を作成中でございますので、確定したのがですね、明日か明後日ぐらいじゃないと出てきません。

一応暫定的なですね、補助率でやっております。梅雨前線豪雨につきましてが九〇%、これは農地ですね。で、施設につきましてが九五%。台風十号につきまして、これが今回補正した分でございますけど、台風災害の農地につきましてが五〇%、施設につきましてが六五%で、二千六百四十万円を補正しております。

現在もう数値的なものは出ておるんですけど、まだ確定はしておりません。しかし、もう間違いなくこの補助率になるだろうと思えますけど、梅雨前線豪雨災害の農地で九四・七%、施設で九八・五%、台風十号の農地で八五・七%、施設で九五・九%。トータルしまして、事業費に対して九七・四%になる予定でございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 先ほど、衛生費県補助金の住民課長からの答えの中でですね、診療所の収支が黒字になったために、これが出ないというふうなお答えでしたね…。

もう少し、ちよつと…。そういうふうな規定があるんですか？

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

一応、診療所の十七年度の前年度の会計の収支によってですね、歳入から一般会計繰入金等を引いた分から、歳出で各支出したものを差し引いた金額ですね、赤字だったら、この離島医師確保補助金というのが百八十万円出るんですが、これが黒字になった場合はですね、出ないような規定になっております。

そういうことで今回落としております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 今まで小値賀町で赤字になった会計は私も覚えておりませんが、その特定な繰入金とか何とかで操作した額を計算する方法があるようでございますので、解りました。

それからですね、農業費補助金ですよ、二百三十万円の減ですが、これは今年はまだこの補助金はなくなっているんだつちゆうことですよ。

ですから、これは見込み違いだったつちゆうことですか？

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） 当初予算計上の時につきましては、こういう話はなかつたんですけど、年度途中におきまして家畜導入事業の積立金を、国の補助金をなくして県単独事業に切り替えるというふうなことで、年度途中で変わっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十九款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二十款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第二款・総務費

加山議員

一番（加山雅徳） 一項、六目、十九節、コミュニティ助成事業補助金、これの使途、内訳の説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） これについては、和太鼓グループ『夢鼓』という子供の太鼓のグループがありますが、それに対する太鼓の購入の補助でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

横山議員

九番（横山弘藏） 六目ですね、十三節の委託料。

先ほど、総務課長からの説明で大体解りましたけども、田舎暮らしの体験ツアーですね。アイランドツーリズムへ委託して小値賀に来てもらうということですけども、これは多分今からですね、団塊の世代が退職して新しく生活する場を求めていますので、それに対する取り組みではないかと思えますけども、小値賀もですね、こういうことに対してはもうちょっと積極的に取り組んでいいと思いますけども、小値賀町としてはこういう体験ツアーをした後にですね、それを小値賀町に定住してもらうための何か企画というかですね、そういったプランをもっているかどうか、ちょっとお伺いいたします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） プランと言いますか、はっきりしたプランというのはありませんが、一応そういうことで、最初、単独で少額だったんですけど予算を計上して、県の方としてはモデル市町にしか補助は出さないということをやっていたんですが、モデル市町がどこも手を上げなかったということで、「それでは小値賀町ですか？」ということですが、うちが補助をもらってやるようになってですね、そういうことですので、一応JTBが多分募集することになると思っていますので、人数は十人程度と考えているんですけど、間違いなく来るのではないかと考えておりますので、一応その中で小値賀に来てもらってですね、農業体験とか小値賀の豆腐作りとか、焼き物体験とか、いろんなそういう小値賀の良さを知ってもらってですね、一応交流会も開催するように計画しておりますので、そういうことで小値賀の良さをたくさん知ってもらって小値賀に定住するということを考えております。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘藏） 補助金が半分出て、半分は大した金額じゃないけども町から出すと…。そうなった場合にですね、今で

も二・三人、小値賀にこういうことで定住している方がおりますけども、小値賀の交流人口を増やすのは勿論ですけども、そういう定住する方をですね、多分これから仕掛けるにはいいチャンスだと思えます。いろんな報道関係でも、団塊の世代がいっぱいこれから出てきます。それで、どこの自治体もそれを取り入れようと躍起になっているようでもありますけども、せっかく小値賀町のお金も使うことであるし、そうであるならばですね、もしそういう希望者がおった場合に、住める住宅を提供するとかですね、そういったもうちよつと前向きな企画をですね、やっぱりこの辺でしっかり取り組まないとなさね、多分出遅れていくと思えます。小さい金額だから、ただ呼んでそれで観光ツアーみたいに見てもらって何となく終わるんじゃないかと、もうちよつと積極的に企画の担当なんかですね、そういったことに取り組んでもらいたいと思えます。

せっかく小値賀町の『ふるさと議会』なんかも開いて、そういった意見もちらほら聞かえておりますけども、こういうときにこそ、そういうのを具体的にプランを立てて、具体的に前向きに取り組んでいくのが僕はいいんではないかと思えます。その辺について、もう一度答弁をお願いします。

町長でもいいです。

議長(近藤一輝) 町 長

町長(山田憲道) お答えいたします。

今、町営住宅の建替えが三十五年ぐらいになってですね、ちよつと古くなっているということで、建替えの戸数と年数を一年間延長を今いたしております。

その中でも、リフォームをですね、充分住めるといふ住宅もあるというふうに聞いておりますので、そういう団塊の世代の方が帰って来る用意はしたいということ、今度また建ててからですね、来る人がおつたら、すぐ次から次へリフォームをして、貸せる体制を作りたいということは考えておりますので…。

議長(近藤一輝) 横山議員

九番(横山弘藏) 私がなぜ、これを少し突っ込んで言っているかというんですね、最近そういう具体例があったんですね。

僕の友達のお兄さんがもう団塊の世代で、今度退職するそうです。それで、小値賀に住みたいと…。それで、彼が個人的に空き家を探しているわけですね。

だから、そういった事例がちらほら出ていますので、町としてもですね、「待ったなし」で、今から考えるかどうか、ま

あ良いと思いますけども、やっぱりもうちよつと日頃から、「小値賀の人口を増やそう」とか何とかと掛け声を掛けているけども、そういった小さい具体例から取り組んでいかないと、こういう事業は成功しないと思いますので、よろしくそういった活動をしっかりとやってもらいたい。

そういうことです。以上です。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） この件につきましては、関東・関西・福岡の小値賀会の方からですね、帰って来たいけれども、住宅を補修するという場合に二百万も三百万もかかるということで、この金はですね、定年後は残してなるべくだったら安い住宅でも結構だからということでは言われておりますので、そういう前ですね、小値賀町の出身者も考えて、そして町外、町内ということでは考えてはおりますので、そういうことでやりたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・衛生費

加山議員

一番（加山雅徳） 二項・清掃費の中の、一目、十九節、自動車リサイクル海上輸送費補助金が二十万の減額になってますが、その内訳、なぜ二十万減額になったのか。

そこら辺のご説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

当初に百五十台ほど廃車を見込んでおりましたが、約五十台ほど少ないということで、一台当たり四千円の補助ですので、二十万減額しております。

これは歳入の方の、雑入で、支援金として町の方に入ってくるお金が丁度二十万減額になっておりますので、それと関連があります。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 大体解りましたが、この補助金の内容をですね、町民の方がどれだけ知るところかというところが、小値賀新聞等々でちよこつと出ておりましたが、実際、町民の中でこの補助金が幾ら出るとかっていうことをですね、あんまり周知されとらんと思っていますね。

だから、修理工場とか二件小値賀にありますけど、そういう中で、車を持って行けば、その修理屋さんがどがんかするじやろうということぐらいしか考えとらんと思っていますね。

だから、これはもう少しですね、どういうふうに処分しとるか、この車の所有者がですね、不法投棄等々はしてないとは思いますが、やはりこういう補助金があるわけですから、そこら辺の説明をですね、もう少し町民に広報なり何なりでもう少し説明してやらんと、どういうふうにしてその補助金を貰えるのかすら知らん町民がおるわけですから、そこら辺はもう少し説明をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

議員のおっしゃるとおりに、住民の皆さんにもう少し啓蒙をしたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・農林水産業費

小辻議員

三番（小辻隆治郎） 三目・農業振興費、十九節の補助金三万五千円。地域就農塾旅費補助とありますけども、これの内容についてお願いします。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

地域就農塾事業につきましては、今年度県の事業として取り組んでいくわけですが、大島地区におきまして新規と言いますか、就農して五年の就農者に対しまして、もっと農業技術の方を身に付けてもらおうということで、大島の方に塾長

になっていたいただきまして、マンツーマンで農業の技術を指導するというふうな事業で今年取り組んでいるわけですけども、九月の補正予算で計上させていただいたんですけども、塾長・塾生の旅費につきまして『費用弁償』で旅費に計上させていただいたんですが、費用弁償の旅費ではちよつと問題があるということとで今回、十九節の方で『旅費補助』ということで組み替えをさせていただいております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 園芸部会と、この前いろいろ話はしたんですけども、その際、農産物の絶対量が足りない。これはもう昔から言われていることなんです。

そのために量を増やすにはどうしたらいいのか……。かねがね私思っているんですけども、そのために先ほど話が出ました団塊の世代をですね、何とか小値賀出身でもいいし、そういう人たちを出来るだけ農業に目を向けさせてですね、量の確保に努めるというような意味でですね、地域就農塾の考え方はいいんじゃないかと思うんですけども、それについては課長はどう思いますか？

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） 農業生産量の確保につきましては、それぞれの生産農家が施設整備なり、或いはそれなりの土地の確保をして生産をしているわけですけど、この地域就農塾につきましては、ちよつとその生産の確保と少し離れておりまして、とにかく担い手公社の研修生なり卒業生なりですね、新規に農業を職業として志す担い手に対してピシャツとした自立できるような技術力を身につけてもらおうという主旨の元で、今年から地域就農塾事業ということで、県の事業として事業ができておりますので、後継者を育てるということはそれだけ生産量の確保に繋がっていくと思っておりますけども、ちよつとソフト的なものということで、内容的にこの地域就農塾については直接生産に繋がるような事業ではないというふうに考えております。

団塊の世代の農業への算入は是非とも勧めて行きたいというふうに考えておりまして、先ほどこちよつと話がありましたように、農家出身の方であっても何十年も農業をやっていないということとで、基本的な生産については一緒だと思っておりますけども、最近はいろんなハウスなり栽培の仕方が高度になっておりますので、その辺の技術的なことについてですね、担い手公社の方で支援できるような態勢を執っていききたいというふうなことで、公社の方とは一応協議はさせていただいております。

すので、ただちよつと今の体制的に指導員が一人です、その辺でいろんな問題も出てきますけども、出来るだけ団塊の世代で入ってくる方々に、農業生産に少しでも携わっていただくような体制は是非今後とも執って行きたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

土川議員

二番（土川重佳） 四目の畜産業費、十一節の需用費ですけども、医師の医薬材料費が十三万七千円計上されておられますけども、この頃、牛等の除角等の作業が頻繁に行われるようになったわけで、少しその辺でお金が必要のかなあとは思いません。

それと、二十五節・積立金の説明はさつきありましたけども、本年度は何頭分子算で規模を組んだのか？

そして、本年度は何頭ぐらい利用率があるのかをお願いいたします。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

畜産の医薬材料費なんですけども、土川議員ご存知のように、十月から子牛の餌がながさき西海農協管内すべてにおきまして『のびざかり』から『ダッシュ』というふうなことで変更されて、この変更の理由は子牛育成の初期の段階から高タンパクな餌を与えて肥育時の増体、それからサシの入りを良くしようというふうなことで、農協管内すべてにおきまして餌が切り替わっております。

そのために、全面的に切り替わったということで、子牛の消化不良の下痢とかです、そういったものが多く出たということで、そのために当初予定しておりました医薬品の購入費が不足するというところで、今回、補正をさせていただいております。

それから、家畜導入事業の積立金につきましては、先ほど歳入の方で申し上げましたけども、基金積立金が今年度から国の補助金が廃止されるということで、現在、二百三十一万五千円が基金に残っております、一頭当たり九万二千円の補助ですので、これが二十五頭分あるということで、今、三月までにおきましてこの二十五頭分です、今年の農協有の家畜導入につきましては十分今のところ計画としては賄えるという予定であります。

ただ、年度末に基金が残った場合には、国庫補助金相当分は国に返還するような形になります。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

土川議員

二番（土川重佳） せっかくの補助金でございますので、来年をもちまして国の補助金がなくなるということでありませけれども、その農協導入牛ですけれども、これは対象牛があるわけですね。枠があつてこんだけの分がちよつとその枠に適用しないから、こういうお金が残っていくわけですよ…。

そこで、せっかくでございますので、その枠を広げるっちゃうか、内容を変えて、せっかく産業の振興にも繋がりますので、どうにかそこを打開できないものか…。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） 家畜導入事業につきましては、ご存知のようにすべての牛がこの事業で導入できるかということではありません。基準がありまして、例えば、長崎県産の種雄牛の種じゃないと導入できないとか、そういう規制がありますので、この規制に関わる分については町有雌牛なり、或いは農協の営農資金なりにつきまして導入ができるかと。

それらにつきましては、例えば、農協有の導入につきましては経営規模拡大でこの補助相当分と同じような利子補給もしておりますので、その辺は弾力的に導入に対してもですね、助成につきましてはちゃんと措置がされてるというふうに考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・商 工 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・土 木 費

松永議員

六番（松永勇治） 二目の住宅建設費ですね、委託料が八百八十九万六千円減額されて四百四十一万円になつとるわけですね。今の現計からするとですね。一千三百三十万六千円から八百八十九万六千円引きますと、四百四十一万円になるわけですよ。

まあ、工事請負費が若干四百一万一千円ばかり減になつとりますけど、その設計委託料のですね、この大きな減額の理由をお尋ねいたします。それと、その率ですね…。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

設計委託料の積算に当たりましてはですね、標準設計の率がございまして、それにより積算したのが当初の予定される設計委託料です。これはですね、面積、事業費、構造等によって率が変わってきますけど、それによって積算したのが当初の予定額でございます。

で、今回、これは一応去年からちよつと入札制度を変えまして、簡易郵便による指名業者を公表しないやり方で入札を行っております。その結果、予定額約一千万に対して応札額が四百万から八百万とかなりぶれがありました。

それで、最低価格の四百万、約四〇％程度ですけど、これが落札して契約したということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・消防費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・教育費

加山議員

一番（加山雅徳） 二項・小値賀小学校費と、四項・小値賀中学校費の中ですね、学校建設費の委託料。十三節ですね。両方とも…。これの先ほどの説明では、入札による減という説明やっと思えます。

それで、これが当初が小学校についてが四百九十万。その減額が三百一万六千円ということで、約半分以下の委託料だと…。それと、中学校についても二百八十七万九千円減額ということ、これについても同じような感じだと思えますが、これで耐力度の調査がですね、ある程度文科省の規定がありますけど、そこら辺はクリアしているのか。

そこら辺のご説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

低入札価格調査ということですね、一応建設課の方で調査しております。

まず、その後入札した理由と言いますか、これはもう費用の低減化と耐力度調査に必要な機材とか専任技術者は確保でき

ているということ、是非ともこの業務を確保したいという意欲的に挑まれたということが一つありました。

それで、キヤド用のパソコン、その他耐力度調査に必要な機材等もすべて揃っております。

それと、過去に他の自治体、これは佐世保市と長崎県の方の委託を受けておりますけど、同じような低価格で応札して履行しております。その結果ですね、契約内容に適応した履行についてはですね、出来ると判断して契約しております。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 今の説明で大体は解りましたが、要はこの耐力度調査がですね、しつかり履行できるといふ補償、それなりの中身を精査した中で、「出来る」と判断したという今の説明やっと思えますが、要はその耐力度が五千点未満になるか、それ以上になるか、そこら辺の判断をする上においてですね、今言われたいろんな調査の項目つち言いますか、そこら辺はかなり調査項目があるわけですが、その内訳をそれなりに公表をですね、調査項目の内容……。それで果たしてその建物が、結果だけあれば、今後の学校の建替え等々にそれを反映していくわけでしょうから、そこら辺ですね、要するに「大丈夫なのか。」っていうのが私が一番心配しとるわけですね…。

だから、それなりのコンサルが落札してやるわけでしょうから、いろんなそういう事例、長崎県とか佐世保市とか、そういう事例の下で判断したわけでしょうから、そこら辺が信用できるのかつちゅうのがですね、一番私がかう、これは人命に関わることですから、仮にこれが五千点を下回った、例えば上回ったとか、どういう結果が出るかは知りませんが、そこら辺の、安かればいいとかじゃなくしてですね、慎重にそこら辺はしていかなと、後々、町の財政的には持ち出しが少なくなるわけですから、それは結構でしょうけど、そこら辺の判断の基準をですね、どういうふうにされたのか。

そこら辺がちょっと心配なものですから、ひとつ結果だけじゃなくしてですね、中身の今言う四〇%ぐらいの落札率で果たしてこの耐力度調査がきちんとできるのかつちゅうところをですね、「ちゃんと確認した。」と今課長が答弁されましたが、もう一回、そこら辺のご説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えします。

うちの方で確認したのは履行できるかどうかのございまして、耐力度調査につきましては、これは『特記仕様書』に謳っておりますけど、調査員、これは県部局の教育委員会の技術吏員、勿論『一級建築士』の資格を持つての方です。若

しくは、土木部局の技術吏員、これも同じくですね。この調査員の確認を受けて、これは中性化もコアの圧縮強度も一緒です。その確認を受けて、その点数もすべて県の調査員が確認するようになっております。

それで、県の調査員の方がこれに間違いはないというような数値を確認します。
ですから、うちの方で確認するではありませんか。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十款・災害復旧費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七三号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第七三号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝） 起立多数です。

したがって、議案第七三号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	三十八分	—
—	再開	午前	十時	四十八分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第三、議案第七四号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第七四号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

この度の補正は、歳入歳出それぞれ二千八百万円を追加し、予算総額を五億二千五百八十九万三千円にするものでございます。

その主なものは、退職被保険者等の療養給付費の増加に伴うものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。四頁をお開き下さい。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分二千八百万円の増でございますが、これは、歳出の五頁、二款・保険給付費、一項・療養諸費、二目・退職被保険者等療養給付費、十九節・負担金二千六百万円と、同じく二項・高額療養費、二目・退職被保険者等高額療養費、十九節・負担金二百万円の増が今後見込まれ、その財源として、支払基金から交付されるものでございます。退職被保険者の療養給付費の増は、当初の見込みより、悪性腫瘍、糖尿病等の重疾患が増えたためでございます。

その他の歳出につきましては、五頁、第一款・総務費で旅費を一万三千円減額し、第六款・保健事業費の需用費を十四万一千円、役務費を八千円増額し、第十款・予備費を三十四万六千円減額しております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

立石議員

十番（立石隆教） 歳出のところ、二款・保険給付費、二項・高額療養費の補正のところ、糖尿病と重疾患の方が増えたためだという説明がありました、その方々の割合というのは健康診断を受けている方の割合と、受けていない方の割合、所謂、高額療養費を支給しなければならぬ疾患になった時の、割合は揃っていますでしょうか？

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） こういった高額療養に関わる方は、健康診断は現在では受けておられません。

当然、もう医療のレベルですので、健康診断に出て見えられることではなくて、常々病院にかかっているということになります。

その人たちが以前かかっていたかどうかというのはよく判らないんですけど、恐らく退職の場合は職場健診等を受けられてきた方だろうと思われれます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 私がなぜこれを聞くかというのはお解りだと思えますけれども、うちの方の方針としては『予防医学』と申しますか、そっちの方に力点を置いているわけで、そうしたことにおいて健康診断等がかなりの率でやられている。

「それはなぜか？」と言うと、そういうふうな高額な医療費をそれほど出さなくていいような状況にしたいというところから、それが出てるわけで、「それが効果があつてののかどうか？」ということを知ったわけなんですけどね。

そういう意味での、どういうふうな割合なんだとか、それが本当に効果をもった上で、「これぐらいのところ、抑えられてるんですよ。」という話なのかどうか。「それとこれとは関係ありません。」という話なら、「健康診断をそんなに一生懸命やる必要があるのか。」っていう話になるので、その辺のところを知っておきたいということなんですけど、どうなんでしょうか実際は…。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） 議員のおっしゃるとおりなんですけれども、健康診断と病気の発症との時間的な流れと言うか、病気になるのはどうしても年齢的に高くなってからで、生活習慣病健診等は若いときからの生活習慣ということで、その相関

を簡単にとれるかどうかが非常に難しいと思いますけれども、極力そういうことをきちん把握していききたいと思います。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 生活習慣のという話ですが、まさに『糖尿病』という説明がありましたので、それはまさに生活習慣病でありますから、その点においては若いときの、そういう指導というのがちゃんとなされていたのかどうか。或いはもうそういうのを無視で町としてのそうした取り組みを全然受けていたかかなかったような方なのか。

ならば、町とすれば如何にしてそういう予防や、或いはいろんな指導等がちゃんと行き渡るようにどうすればいいかというのをやっていかなければいけないわけですから、その辺のところはきちっと捉えるように、ただ「高額療養費が増えました。」って言うだけではなくて、その中身がどうなのかということの検証、分析というのは是非やるようにしておいていただきたいというふうに思います。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） 議員のおっしゃるとおり、極力データを取って、その検証をしまいたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七四号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七四号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第七五号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(中川一也) 議案第七五号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)についてご説明いたします。

この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ七百五十九万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億一千二百八十五万四千円にするものでございます。

補正の主な内容は、地域支援事業の中の特定高齢者把握のための健診事業費を、一般会計の保健事業に組み替えたための減額補正が主なものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
五頁をお開き下さい。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金百六十九万二千元の減、第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金七十三万七千円の減、第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金百八十二万九千円の減、第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金百六十四万五千円の減は、七頁、歳出の、第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費及び二項、一目・介護予防サービス等諸費の事業費の減、同じく四項、二目・高額介護予防サービス費、同じく五項、三目・特定入所者介護予防サービス費の事業費の減に連動した財源の減額補正でございます。介護予防サービス給付対象者が、制度改正の過渡期のため、要支援から経過的要介護として、予防サービスから通常の介護サービスに組み込まれたための減額です。

第四款・国庫支出金、二項・国庫補助金、二目・地域支援事業交付金五十五万二千元の減、第五款・県支出金、三項・県

補助金、一目・地域支援事業交付金十九万五千円の減、第六款、一目・支払基金交付金、二目・地域支援事業支援交付金四十八万四千円の減、第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、二目・地域支援事業繰入金十九万五千円の減は、八頁・歳出の、第五款・地域支援事業費、一項・介護予防事業費、一目・介護予防特定高齢者施策事業費、十三節・委託料、特定高齢者把握事業百七十三万一千円の減額に対応した減額でございます。なお、この経費は六十五歳以上の生活習慣病健診に係るもので、一般会計の保健事業費に組み替えております。

五頁、第四款、二項・国庫補助金、五目・事業費補助金は、介護保険の国の法改正等に伴うシステム改修費に対し、事業費の二分の一が交付されるもので、今回、財源のみの補正をいたしております。

次に、その他の歳出を申し上げます。
七頁をお開き下さい。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費で旅費を三万六千円増額し、八頁、第五款・地域支援事業費、一項・介護予防事業費の報償費四万円、需用費三万二千円の増減は、一目・特定高齢者分と、二目・一般高齢者分の予算の組み替えてございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・地域支援事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七五号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七五号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決され

ました。

日程第五、議案第七六号、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第七六号、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ九十九万八千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億九百五十万二千円とするものでございます。

それでは、説明書七頁より、予算の概要をご説明いたします。

歳入では、第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目で、二百九十万六千円の減額補正は、公共工事の減少による工業用水使用料の減少と、戸数の減少が主なものでございます。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越金でございまして、補正後の繰越金は、二百九十万八千円となります。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十一節・需用費百三十三万円の減額補正は、第二浄水場の改良により、脱塩処理水が抑制され電気料、薬品料の減額によるものでございます。十三節・委託料八万三千円の減額補正は、保安業務委託の一括委託による三万四千円の減額と、認可変更委託料の執行残による四万九千円の減額でございます。十八節・備品購入費十五万八千円の追加補正は、六島地区の水中ポンプ一台の購入費を計上しております。

四款・予備費を二十五万一千円を増額し、予備費総額を六十七万八千円とし、補正後の小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算総額を一億九百五十万二千円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七六号、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七六号、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	十二分	—
—	再開	午前	十一時	二十四分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第六、議案第七七号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第七七号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、消費税還付金額の確定による補正が主なものでございまして、「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ十五万二千円を追加し、予算総額を二億三百六十三万二千円とするものでございす。

第二条は、地方債の変更規定でございまして、第二表「地方債補正」に示しますとおり、限度額を八十万円減額し、三千三百五十万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁・歳入よりご説明いたします。

一款、一項、一目・使用料の百万円増額補正は、下水道接続の増加によるものでございます。

二款、一項、二目・浄化槽整備事業国庫補助金十八万円の増額補正は、当初五人槽の浄化槽十基で積算しておりましたが、五人槽七基、七人槽二基、十人槽一基に変更となり、それに対しての補助金の増額でございす。

三款、一項・県補助金六十三万九千円の減額は、前年度の浄化槽設置数の減によるものでございす。

四款、一項、一目・一般会計繰入金三百万円の増額計上は、六款、一項、一目・雑入の減額によるものでございす。斑地区の事業費三千八十万円に対して、八%の県交付金二百五十四万四千円が、一般会計で受け入れられる予定ですので、

それを下水道事業特別会計へ繰り戻してもらおうことにしており、補正後の一般会計繰入金を一億一千二百万円といたしました。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越金でございます。

六款、一項、一目・雑入は消費税還付金でございますが、工事費の減少により、確定申告時に繰入金が還付の対象外となるため、三百九十五万四千円の減額となっております。

七款、一項、一目・下水道事業債八十万円の減額は、合併浄化槽整備に係る個人負担金相当額が借り入れできないことによる減額でございます。

歳出では、一款、一項、一目・一般管理費を十七万九千円増額補正、三目・漁業集落排水管理費を三万二千円増額補正、四目・農業集落排水管理費を二十二万六千円増額補正、五目・公共下水道管理費を十一万円増額補正し、一款、一項・総務管理費を一千七百五十五万三千円としております。

二款、一項、四目・合併浄化槽整備費は、財源の組み替えでございます。

四款、一項・予備費を三十九万五千円減額し、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を、二億三百六十三万二千円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

松永議員

六番（松永勇治） これは、この会計ばかりではございませんけれども、昔は給与改定があったときとか、人事異動があったときにあれがあったんですけど、最近はやいちよいち予算の中でですね、人件費の増減があつてるとは思いますが、

それで、これは積算間違いのためにやっているのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 人件費については総務課が担当なので、私がお答えします。

一般会計の分につきましては、九月の補正で全部人件費の補正をしております。

ただし、特別会計におきましては、補正がない分については補正をしておりますので、今回、特別会計の分につきましては、人件費の分を補正をさせていただいております。

ですから、間違いとかそういうのではなくて、そういうことでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七七号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七七号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第七八号、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） 議案第七八号、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由を説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で、平成十七年度の決算による前年度繰越金の確定に伴う変更、歳出で、燃油等の高騰に伴う経費等増額補正が主なもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ百三十四万一千円を追加し、補正後の総額を六千三百九十四万一千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要を説明いたします。

歳入では、一款・渡船事業収入、一項・はまゆう営業収入、四目・雑入は、前年度に発生しました、はまゆうシャフト交換の船舶保険金の支払がありましたので二十九万八千円増額して、補正後の総額を七百七十一万七千円にいたしております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度分の繰越金を百四万三千円増額して、補正後の総額を二百四万三千円とするものでございます。

歳出では、一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費の三十一万五千円増額補正の主な内容といたしましては、二節、三節、四節は、給与の制度改正等に係る人件費の変更でございます。二十七節・公課費は、平成十七年の消費税が四十六万四千円と確定し、不足が生じたので、増額補正でございます。二目・はまゆう運航費七十九万七千円の増額補正は、渡船総務費同様の船員人件費の変更と、十一節・需用費の燃油高騰に係る燃料費の六十万円増額と、右舷エンジンのターボ修理に伴う修繕費不足に係る三十七万円増額が主なものでございます。三目・さいかい運航費七万七千円の減額補正は、同様の船員人件費の変更が主なものでございます。なお、十一節・需用費の燃料費は、十月から六便から五便へと一便減便を行ったために、燃油高騰に係る大きな影響とはならないものと考えております。

以上によりまして、一項・渡船管理費を百三万五千円増額し、補正後の総額を五千五百五十六万四千円とするものでございます。

三款、一項、一目・予備費を三十万六千円増額し、補正後の総額を四十一万七千円としておりますが、予測不可能な船舶の修繕費等に対応するために計上いたしております。

以上、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）に係る概要を説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・渡船事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七八号、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七八号、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七九号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 議案第七九号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で、血圧脈波検査装置購入に係る補助残分で、一般財源から起債への組替計上、歳出では、嘱託医師退職に伴い、応援医師招聘のための予算組み替えが主なものでございまして、既定の予算に歳入歳出それぞれ五十万円を増額し、補正後の総額を四億三千六百四十七万五千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、七款、一項・町債、一目・病院事業債、一節・診療所債を五十万円増額し、一項・町債の補正後の総額を五十万円にいたすものです。これは、当初予算で計上いたしました、血圧脈波検査装置購入に係る事業費のうち、補助残分が辺地債に該当したことによるものです。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、七節・賃金の七十三万二千円増額は、臨時看護師の超過勤務分と補助看護師の臨時雇い一名が見込まれますので、三月までの分の増額でございまして、八節・報償費五百四十八万八千円増額は、十一月より医師一名体制になったことにより、長崎医療支援センターの土・日の当直応援を、月二回から月三回の一回分の追加応援と、各種機関からの平日の診療応援による増額でございまして、十三節・委託料六百三十九万一千円

減額は、空調機を個別式に切り替えたことにより、従来の空調機保守点検料四十四万一千円の不用分と、補助看護師一名、六ヶ月分の臨時雇いから委託契約に移行する分の増額、嘱託医師退職に伴う十一月以降分の委託料六百六十一万円の減額でございます。十九節・負担金、補助及び交付金六十五万五千円増額は、上五島病院、奈良尾病院からの特殊外来分と、支援センターからの診療応援医師招聘のための診療負担金六十六万六千円の増額、当直応援負担金三十万円の減額は、八節・報償費の医師診療謝礼の方でカバーできますので減額しております。医師招聘旅費補助は、土日の日直及び平日の代診応援の追加に伴いまして三十六万六千円増額いたしております。これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を一億八千三百五十三万六千円いたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費は、血圧脈波検査装置購入に係る補助残分が辺地債に該当したための財源内訳の変更でございます。

三款、一項・公債費、二目・利子は、昨年度に借り入れました人工呼吸器に係る辺地債の利率が確定しましたので、それに伴い一万六千円増額となり、一項・公債費の補正後の総額を一千三百三十六万一千円いたしました。

以上、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第七款・町 債

松永議員

六番（松永勇治） 今の説明で、血圧検査装置に対する補助残を、辺地債五十万円ということでございますけれども、財政課長、百万以下でも辺地債は付くわけですね。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） この数字につきましては、確認済みでございますので、該当します。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・医業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

六番（松永勇治） 聞き漏らしたのでお尋ねいたします。

賃金が七十三万二千元今回また補正されておりますけども、九月補正におきましても補正されて、これには補助看護師の二名分ちゆうことだったんですが、今回の、七十三万二千元の賃金の補正の内容をお尋ねいたします。

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

八月に募集いたしました一名は確保できてるんですが、今回、また一応一名採用する予定にしておりますので、その臨時看護師分の賃金分でございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうすると、九月補正の時は二名ということでしたが、そうすると三名臨時雇いを入れるつちゆうことですか？

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 一応、臨時の補助看護師が今二名いますが、一名が一応六ヶ月を過ぎたということで『委託契約』ということで動きますので、今現在二名でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七九号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七九号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第九、報告第九号、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長

産業建設常任委員長（浦 英明） 本委員会の所管事務調査について、調査の結果を会議規則第四十一条の規定により報告いたします。

一・調査事件、所管事務調査について。

二・調査の経過。

小値賀町の漁業者は高齢化が進み、後継者不足が深刻な問題となっています。また、魚価の低迷、燃油の高騰が追い討ちをかけ大変に厳しい状況の中、当町の水産振興に役立てるべく、町外の水産業施設等を視察研修の上、協議検討をいたしました。

三・調査の結果又は概要。

まず、鐘崎漁協を視察しました。水揚高は、平成三年度の四十五億二千万円をピークに減少傾向であり、十七年度は二十億四千八百万円の実績です。中でも、まき網漁業は水揚全体の四七％（十二億六千六百万円）を占めており、小値賀町漁協（水揚高九億七千七百万円）と違うところです。

平成十八年二月一日に信用事業の譲渡をしており、現在は窓口業務だけの対応をしているようです。

鐘崎周辺の瀬付アジは、サイズ二十六センチメートル以上が『釣りアジ玄ちゃん』のブランド名で、一匹千二百円（関アジの半値以下）で販売されているとのこと。小値賀も『白銀』と『値賀咲』をブランド化していますが、鐘崎は漁業者が直接、地元の業者または北九州、下関の業者と契約して個人出荷をしており、近隣に消費者や業者がいるところが利便性があると感じました。

また、漁業者が荷捌作業から出荷作業まで独自でしており、漁協の職員は、餌料用の冷凍物の出入作業はするが、荷捌、箱立て、出荷作業に至るまで手を出さないというのには驚きでした。

港内施設の海水紫外線殺菌装置を見ましたが、組合員は無料使用、業者は年間二〜三万円の使用料を払っており、水槽には柿しぶが塗ってあり、活イカの搬送に大変良好とのこと。

最後に、宗像市民俗資料館に案内されましたが、鐘崎は海女の発祥地であり筑前国続風土記には、鐘崎の海女の優秀さが称えられており、海女たちの漁法や使っていた昭和初期の用具類が展示されていました。見聞を一つ広めた気持ちになりました。

次に、福岡県水産海洋技術センターを視察しました。ヒジキ、オゴ等の海藻が生えなくなる中、小値賀に適した栽培方法が何かないものかと思ひ、研修を行いました。フトモズクの養殖は平成十年から試行錯誤の上、十七年度約一トンの生産ができ、一キログラム当たり千二百円〜千三百円の、百グラムパック詰め三百円で販売したようです。毎年、種を取り、高温、

高圧で殺菌し、二十度に設定した室で管理し、培養していく段階で珪藻が混じるので、根気よく取り除くことが必要であるとのことでした。また、時化の影響が少なく、海水交換の良い所を養殖場所として選定する等の問題点があり、長崎県総合水産試験場にも尋ねてみたところ、培養の管理及び場所の選定等で、小値賀町の場合、少し難しいのではないかとの意見がありました。

次に、隣接した福岡県水産資料館に案内され、福岡県の四海区、福岡県の水産業や漁法を紹介していただきました。また、福岡県の漁業とそれを支える人々の映画が上映されており、小値賀のアワビ館にも活性化のため、小値賀の漁業を紹介する映画の上映も良いのではないかと思います。

次に、福岡県栽培漁業公社を視察しました。クルマエビ千三百四十三万匹、ヨシエビ千五十万匹、ガザミ三百万匹、アワビ六十七万個、赤ウニ五十五万個、アユ百三十四万匹の計一億二千万円が十七年度の配布実績です。様々な施設を見る中、特にアワビには気を使っているようで、紫外線照射装置を四千万円かけて設置しています。これは、クロアワビの筋萎縮症により大量死したためで、取水した海水を紫外線照射（殺菌）したところ、筋萎縮症の発生は全く見られず、健全種苗の生産に成功したと言われています。

我々も長靴を履いたまま消毒液につかり、手も消毒され、見学に臨みました。他にも生海藻ではなく、殺菌した配合飼料を使用する等の徹底した安全管理に努めており、アワビも職員も活き活きとしていたのが印象的でした。

小値賀の種苗センターもこのような徹底管理を見習うべきではないかと感じましたので、産業振興課とも協議しながら、今後検討していきたいと思えます。

以上が、今回の視察研修の内容ですが、まだまだ研鑽を重ね、小値賀の水産振興に努力邁進する必要性を感じました。以上で報告を終わります。

議長（近藤一輝） これで報告を終わります。
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十六分	—
—	再開	午後	一時	三十三分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第十、發議第一三三號、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

立石議員

十番（立石隆教） 小値賀町議会の会議規則第十四条の規定により本案を提案します。

本案は、「住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求めること」について、政府に対して要望するものであります。

これまでの政府の「構造改革」は、金融改革など、ある程度の成功を見たものの、国民の暮らしは窮屈になり、個人間、地域間、企業間などあらゆる分野で「格差」が拡大しています。同時に、三位一体改革の名による地方交付税の削減が「地方切り捨て」を象徴しています。

こうした下、多くの自治体からは、「交付税の削減では地方は自立できない」「町づくりの夢や希望までもが奪われている」との声が出されています。

政府は、「骨太方針二〇〇六」を七月に閣議決定し、「構造改革」のさらなる推進にむけ、「歳出・歳入一体改革」の名のもとで、地方財政や社会保障費の一層の削減、労働諸法制をはじめとする社会的規制の緩和、公共サービスの市場化・民営化を打ち出しています。

国の責務は、経済活動最優先の諸施策を打ち出すのではなく、貧困層の増大や地方の「格差」を是正するために、不公平税制の是正、社会保障制度の充実など、地域住民の生活の安定、福祉の向上の施策を強化することです。

以上の趣旨から、政府に対して、次の事項の実現を要望するものです。

一．地方自治体が本来果たすべき役割である地域住民を守るために、必要な地方財源である地方交付税の財源保障機能を堅持すること。

二．医療、教育、福祉などの公共サービスの水準を維持・向上させるため、機械的な公務員の削減や企業の利潤追求の場とする市場化テストなどの「規制改革・民間開放」、国の地方支分部局の統廃合などは行わないこと。

三．「格差社会」の是正を図るために、社会保障制度を充実すること。

四．地域住民の合意と納得を得ない郵便の集配局の廃止再編は行わず、また現在の集配機能を維持すること。

以上のことから、国及び政府に、「住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求めること」強く要請し、本意見書案を提

出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長（近藤一輝） これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 私は、「住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書案」に賛成する者であります。

政府の「構造改革の推進」によって、あらゆる分野で「格差社会」が拡大し、住民の暮らしは特に地方において以前より余裕のない厳しいものになっています。

また、地方交付税の削減によって、「住民の福祉や公共サービスの低下」を招いています。

政府は、「構造改革」のさらなる推進を図り、地方財政や社会保障費の一層の削減を打ち出しています。このような、「住民福祉や公共サービスの低下」は、地域社会の活力を著しく阻害します。

「医療、教育、福祉などの公共サービスの水準を維持・向上させるため、社会保障制度を充実させること。」「地域住民の暮らしを守るために、必要な地方財源である地方交付税の財源保障機能を堅持すること。」などを強く要請するものであります。

よって本意見書案に賛成いたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（近藤一輝） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これで討論を終わります。

これから、発議第一三号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、発議第一三号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。
おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第十一、発議第一四号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十二、発議第一五号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十三、発議第一六号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十四、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

長崎県後期高齢者医療広域連合の設立については、県下全市町の議会で設立の議決を得て知事に設立許可申請を行い、二月十八日に設立いたしました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、地方自治法第二百九十一条の五第一項及び本広域連合規約第八条の規定に基づき、本町の議会において、議員の選出が必要ですので、選挙を行います。

九番（横山弘藏） 議長、動議。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘藏） 動議を提出します。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定に基づき、指名推薦によることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） たいま横山議員から、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、指名推薦によることの動議が提出されました。

この指名推薦による動議を直ちに議題として採決します。

おはかりします。

この動議のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

それでは、指名推薦をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、議長を推薦いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） ただいま、立石議員から長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員に議長をとの推薦がありました。おはかりします。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員に議長を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員は、議長を選任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十八年小値賀町議会第四回定例会を閉会します。

― 午後 一時 四十五分 閉会 ―